

調布市社会教育 計画

素案の案

(令和5年度～令和8年度)

～ 学びが広がり 人がつながり
みんなの願いでつくるまち ～

令和5年3月(予定)

調布市教育委員会

まえがき

調布市では、昭和36年に社会教育委員の会議が発足し、以後、図書館や公民館、郷土博物館や武者小路実篤記念館など社会教育施設を設置してきました。その後、平成9年に「生涯学習都市づくりをめざして 調布市生涯学習推進計画」を策定、まちづくりの中に生涯学習を位置づけ、平成13年4月に組織改正で生涯学習部門を市長部局に移し、平成15年には「調布市 文化・生涯学習によるまちづくり推進計画」を策定しています。平成17年には、調布市教育委員会が、多くの市民参加を得て「調布市社会教育計画」を策定し、取組を進め、平成25年に「調布市社会教育計画」の改訂を行い、計画に沿った取組を進めてきました。

近年では、気候変動の影響による災害の激甚化・頻発化や、LGBTQ などをはじめとした多様性、人権に関する課題への関心の高まり、格差や貧困の問題、新型コロナウイルスの蔓延による市民生活や地域経済への影響など、調布市を取り巻く社会情勢は大きく変化しました。特に新型コロナウイルス感染症の影響により、社会教育活動も制約を受けることになりましたが、ICT等新しい技術を活用することで新たな展開が生まれ始めるなどの状況もありました。

第10期中央教育審議会生涯学習分科会においては、「多様な主体の協働とICTの活用で、つながる生涯学習・社会教育～命を守り、誰一人として取り残さない社会の実現へ～」として、多様な人たちが相互に理解し合い共生できる環境をつくることや、困難を抱える人たちに対して社会教育が果たす役割への期待が示されているほか、コロナ禍で一気に増えたインターネット上のコミュニケーションなど、新しい技術を活用した様々な学びの在り方により、取組を更に充実・発展していくことが求められているとも指摘されています。

調布市教育委員会では、計画の最終年次を迎えた令和4年度には、これまでの成果と社会状況の変化を踏まえて、令和5年度から8年度までの計画策定に取り組みました。この策定に当たり、調布市社会教育委員の会議では、市を取り巻く状況や中教審の指摘を踏まえ、調布市の社会教育は、様々な課題に地域で取り組んでいけるよう、次世代の子どもたちにこの社会をつなげていく、子どもたちが希望をもって学び生きられる社会をつくっていく、そういう循環をつくることを目指していきたいとの議論がなされました。今後も、市民の皆様と共に考え、力を合わせて、調布市の社会教育が目指す将来像「学びが広がり人がつながり みんなの願いでつくるまち」を目指して、社会教育の環境を整備して参りたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。

計画策定に当たり、社会教育委員をはじめ、各公民館利用団体連絡会、図書館協議会の皆様、アンケートやパブリック・コメント手続などに御参加いただきました市民の皆様に、心より感謝申し上げます。

<目 次>

まえがき

第1章 調布市社会教育計画の概要

- 1 策定の経緯..... p. 4
- 2 目的 p. 4
- 3 策定の視点..... p. 5
- 4 計画期間 p. 5
- 5 各計画等との関係..... p. 5
- 6 基本的な考え方
 - (1) 調布市の社会教育が目指す将来像..... p. 6
 - (2) 基本となる理念..... p. 6
 - (3) 計画の全体像..... p. 7

第2章 計画の基本となる目標と施策

- 1 計画の基本となる目標..... p. 8
 - (1) 目標設定の基本的視点..... p. 8
 - (2) 4つの基本目標..... p. 8
- 2 体系図 p. 10
- 3 基本となる施策
 - 目標1 子どもを地域で育てる
 - 1-1 地域での子育て支援..... p. 11
 - 1-2 地域と学校の連携の推進..... p. 12
 - 1-3 青少年の育成..... p. 14
 - 目標2 多様な人々の社会参加を図る学び
 - 2-1 障害のある人とともに歩む学び..... p. 15
 - 2-2 国際交流につながる学び..... p. 17
 - 2-3 差別や偏見のない社会をつくる学び..... p. 17

目標 3	学びを通じたまちづくり	
3-1	地域でともに学ぶ機会の提供	p. 18
3-2	地域ゆかりの歴史・文化を学習する活動の推進	p. 19
3-3	団体の自主的な活動の支援	p. 21
3-4	学習を通じた市民参画の推進	p. 22
目標 4	学び合いのネットワークを築く	
4-1	市民参加による社会教育施設の運営	p. 23
4-2	社会教育関連施設の整備と活用	p. 24
4-3	社会教育関連施設の資料のネットワーク化	p. 26
4-4	学習成果を発表，還元する場づくり	p. 27
4-5	地域人材のネットワークづくり	p. 28

第3章 社会教育計画の推進にあたって

1	連携・協力体制	p. 29
2	社会教育計画の進行管理期間	p. 29

<本計画書の見方>

○「調布市基本構想」，「調布市基本計画（行革プラン2023を含む）」，「調布市教育プラン」は，すべての施策に関係しているものと考え，本計画を策定しました。

○各事業には，「調布市教育プラン」の関連する主要事業番号を記載しています。

第1章 調布市社会教育計画の概要

1 策定の経緯

調布市社会教育委員の会議は、平成11年6月30日に「調布市における社会教育行政の在り方について」を教育長に対して答申し計画の必要性を示唆しました。それを受け、平成13年7月に社会教育法第17条の規定に基づき、教育長は調布市における社会教育計画の原案づくりを社会教育委員の会議に諮問し社会教育委員の会議は平成16年8月に「調布市社会教育計画（案）」について答申しました。調布市教育委員会は、平成17年10月に、計画期間を平成24年度までとした「調布市社会教育計画」を策定しました。

平成24年度には、こうした経緯で策定された平成17年度策定の社会教育計画が期間の最終年次を迎えたことから、平成24年2月に教育長から「次期社会教育計画の策定について」の諮問を受け、社会教育委員の会議は、「調布市社会教育計画」の見直しを基本とした改定作業に取り組み、調布市教育委員会は、期間を平成25年度から平成34年度の10年間とする調布市社会教育計画を策定し、様々な取組を実施しました。

令和4年度には、平成24年度策定の調布市社会教育計画が最終年次を迎え、二度目の改定を行うこととなりました。社会教育委員の会議は、社会情勢の変化等に対応した社会教育の振興及び新たな調布市基本構想・基本計画、新たな教育プラン、市の各種計画等との整合のとれた計画的な事業の推進を目的とし、改定作業に取り組みました。

改定作業においては、社会教育計画策定ワーキンググループを立ちあげ、社会教育に関わる基本的な考え方は変化していないと捉え、既存の計画の体系を維持し、社会情勢の変化に対応した時点修正を中心に検討を重ねました。

2 目的

調布市社会教育計画の目的は、次の3点です。

- (1) すべての市民の学びを保障し、調布市基本構想のまちの将来像や、市民がより豊かであるおいのある生活を送ることを目指すために、社会教育行政が果たす役割と方向性を示す。
- (2) 学校・家庭・地域の連携が求められる中で、社会教育が学校教育と連携を強化し、家庭教育を支援することで、地域社会の教育力を醸成する。
- (3) 社会教育の計画・実施・評価に市民の力を活かし、市民が自主的な社会教育の活動を活発に行える環境づくりに努め、行政と市民がよりよい地域社会の実現に取り組む、育ち合う関係を構築する。

3 策定の視点

これまでの調布市社会教育計画の取組を踏まえ、第10期中教審生涯学習分科会で指摘された社会的包摂の実現、人生100年時代・Society5.0に向けた対応、地域活性化の推進などの課題を念頭に置きつつ、調布市社会教育計画策定ワーキンググループ会議の議論や次期社会教育計画策定に向けたアンケートで明らかになった、コロナ禍での事業実施の在り方、ICTを活用した活動へのニーズ、様々な理由で困難を抱える人への理解の醸成など、調布市の社会教育環境を取り巻く課題に対応するため、以下の視点から策定しました。

- 既存の計画の体系を維持し、これまでの取組成果を踏まえた社会情勢の変化に対応した計画とする。
- 調布市基本構想・基本計画、新たな教育プランなど他の行政諸計画との整合を図る。

4 計画期間

この計画の期間は、令和5（2023）年度を初年度とし、4年間を計画期間とします。なお、計画期間に、社会情勢の変化などがあり、必要となった場合は状況に応じて計画の見直しや修正を行うこととします。

5 各計画等との関係

「調布市基本構想」及び、「調布市教育プラン」を上位計画とします。

調布市社会教育計画は、調布市教育プランに基づき、教育委員会が所管する社会教育分野を主な対象としていますが、社会教育行政の基本方針を明らかにするには、生涯学習【※1】という広範囲な視点も必要なことから、計画の策定に当たっては、本市の実情を踏まえ、他の行政諸計画との整合を図るものとします。

基本構想
基本計画

調布市教育プラン

調布市社会教育計画

関連する計画

- ・ 調布っ子すこやかプラン
- ・ 調布市地域福祉計画
- ・ 調布市障害者総合計画
- ・ 第3次調布市子ども読書活動推進計画
- ・ 調布市男女共同参画推進プラン
- ・ 調布市環境基本計画
- ・ 調布市地域福祉計画
- ・ 第7期調布市高齢者総合計画
- ・ 調布市市民参加プログラム
- ・ 調布市地域情報化基本計画
- ・ 市民参加手続きガイドライン共同推進ガイドブック

【※1】 生涯学習とは

人々が自己の充実や啓発、及び生活の向上のために、必要に応じて各自に適した手段・方法で自発的意思に基づいて、生涯を通して行う学習のことです。

6 基本的な考え方

(1) 調布市の社会教育が目指す将来像

学びが広がり 人がつながり みんなの願いでつくるまち

学びが広がり、人の輪を広げていくようなまちを目指して、社会教育の環境を整備していきます。地域の課題を見つけ、ともに学び育ち合う社会を目標に、市民と行政が将来像を共有し、ともに実現に向けて取り組んでいきます。

(2) 基本となる理念 「3つの原則」と「3つの立場」

調布市社会教育計画では、社会性・公共性にもとづき、地域を拠点として市民が仲間とともにつながるのなかで取り組むすべての学習活動を社会教育の活動としてとらえ、つぎのような「3つの原則」「3つの立場」を基本理念とします。

3つの原則

第1に、社会教育とは、あらゆる場での市民の学びである。

第2に、社会教育行政の役割は、環境の醸成（市民が学び、活動できる場を保障すること）である。

第3に、社会教育の目的は、市民の学習権を地域社会の責任において保障することである。

3つの立場

第1に、社会教育計画は、市民の参画を前提とする。

第2に、社会教育計画の視点は、当事者（市民）に置かれる。

第3に、社会教育計画の基礎は、地域である。

(3) 計画の全体像



第2章 計画の基本となる目標と施策

本章では、第1章で述べた調布市の社会教育が目指す将来像を実現していくため、基本理念や計画策定の前提となる視点を踏まえて設定した目標や事業計画を説明します。

1 計画の基本となる目標

(1) 目標設定の基本的視点

前計画の取組状況やその評価にあたる団体アンケート結果や各団体へのヒアリングの結果から、前計画における事業計画などを社会情勢の変化を踏まえながら継続的に実施していく必要があります。

そこで前計画の各章の基本的な視点や考え方を尊重して、以下の4つの基本目標を設定しました。

(2) 4つの基本目標

目標1 子どもを地域で育てる

核家族化や少子化、地域とのつながりの希薄化などを背景として、養育に不安を抱えた保護者の問題や、発達に遅れや偏りのある子どもの一貫した支援体制の強化等の課題が生じています。このように近年の子どもをめぐる社会情勢が変化している中で、学校との連携をより深めながら、子どもを家庭だけではなく地域で育てる視点がますます重要です。

そこで、子どもたちと地域の人が交流することによって、豊かな体験を積み重ねる活動を支援していきます。また、子育て中の親同士が交流できる場を作り、安心して学び合える環境づくりを推進します。

目標2 多様な人々の社会参加を図る学び

誰もが地域の中でいきいきと生活するために、学びの機会は開かれていなければなりません。障害のある人や外国にルーツのある市民をはじめ、特別な教育的ニーズを持ち、学習機会への参加の制約を受けやすい人々に、主体的に学習できる機会を提供することにより、社会参加の促進を図ることが必要です。

また、差別や偏見のない共生社会を目指して、多様な人々への理解を深め、交流し、豊かな心を育む学習機会を提供していきます。

目標 3 学びを通じたまちづくり

気候変動や社会経済状況の変化など、地域をとりまく状況はますます多様化・複雑化しています。また、東日本大震災の記憶が残る中で、令和元年東日本台風(台風第19号)が起こる等、改めて地域の「つながり」や共助が求められています。このような状況を踏まえ、市民が協力し合い自らが課題を調査・発見し、主体的に解決していくことが大切です。地域を知り、学ぶことを通じて、つながりや地域を築いていく、参加と協働のまちづくりを目指します。

そのために、多様なテーマを地域でともに学び、郷土への愛着を育む機会を作り出すとともに、団体やグループでの自主的に学び合う活動を支援していきます。また、学びを通して培われた経験や知恵を地域に還元できるまちづくりと人材の育成を進めます。

目標 4 学び合いのネットワークを築く

地域の社会教育関連施設は、市民が学び合い、交流を深め、学習成果を発表する、地域を担う人づくり・関係づくりの拠点です。地域の学び合いのネットワークを支える場として、誰もが利用しやすいよう環境を整えていく必要があります。また、コロナ禍をきっかけに、インターネット上のコミュニケーションが増えたことに対する対応も必要です。

社会教育関連施設の運営は、市民の意見を聞き、職員と市民が連携して取り組むことを目指します。また、市の関連する諸計画に基づき施設の整備や活用を進めるとともに、施設や資料のネットワーク化を進めます。市民の自主的な社会教育の活動を支え発展させるために、職員と市民が相互に協力して、ともに育ち合う環境づくりを図ります。

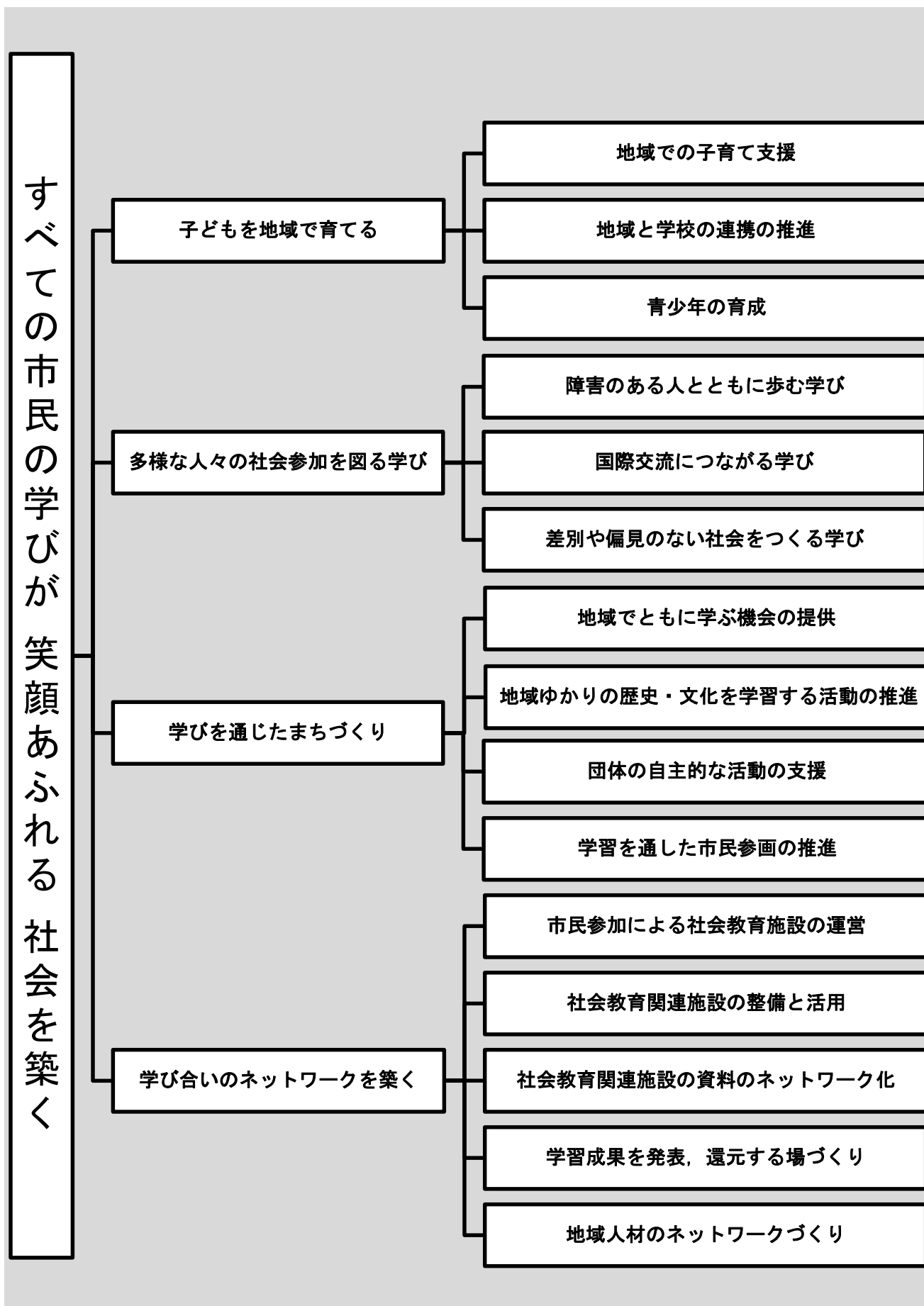
2 体系図

将来像

目標

施

策



3 基本となる施策

目標 1 子どもを地域で育てる



1-1 地域での子育て支援

子どもたちのすこやかな成長と、子育て中の保護者を支えるのは地域の役割です。子育てをめぐる悩みや不安の原因は多種多様で、配慮を必要とする家庭も増加する中で、きめ細やかな支援が必要とされています。

調布市では「調布市子ども条例」に基づき、「調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）」を策定し、相談体制や情報提供、子育て家庭同士の交流や学習の場の充実を図ってきました。

各公民館における子育て支援のための家庭教育事業の実施や、家庭教育及び青少年教育に関する情報提供のための社会教育情報紙「コラボ」の発行を中心に、子ども関連部署とも連携しながら子育て支援に取り組んでいきます。

また、子どもの読書活動の推進を通して子どもたちの豊かな心の育成に取り組めます。

事業	概要	担当	教育プラン
社会教育情報紙「コラボ」の発行	家庭教育及び青少年教育に関する様々な情報を掲載した社会教育情報紙「コラボ」の発行を通じて、地域や家庭での教育力の向上を図る。	社会教育課	8-26
子育て支援のための家庭教育事業の実施（地域に根差した公民館活動の推進）	子育て中の保護者に対して、子どもへの虐待や育児放棄にもつながる養育不安・しつけ等の悩みをひとりで抱え込まないよう、学びの場や情報を提供することで、子育て家庭の支援を行い、地域で子どもを守る取組につなげていく。 （地域に根差した公民館活動の基本的な考え方P28参照）	公民館	9-31
子どもの読書活動の推進	子どもが言葉を学び、想像力を養い、幅広い知識を得、社会の中で生きる力を習得する上で欠くことのできない読書の力を身につけるため、子どもの発達段階に応じた資料を提供し、資料と子どもを結びつけるためのおはなし会等の事業を行う。子どもと子どもの本に関心のある大人に対しても子どもの本に親しむ会など様々な事業を実施する。	図書館	9-32

●関係する主な個別計画●

- 調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）（平成27年）・
- 調布市地域福祉計画（平成30年）・調布市障害者総合計画（平成30年）・
- 第3次調布市子ども読書活動推進計画（平成31年）

1-2 地域と学校の連携の推進

子どもたちの個性を伸ばし、たくましく生きる力を育てるには地域の力が必要です。地域コミュニティが学校と連携し、家庭と協力して、地域一体となって子どもを育てていくことが大切です。

学校支援活動をはじめとして、幅広い地域住民等の参画を得ながら「学校を核とした地域づくり」を目指すために、地域学校協働本部における地域協働活動を推進しています。

その中で、これまでの学習成果を還元する場としてボランティア活動が有効なだけではなく、ボランティア活動をすること自体が、多様な人々と関わり合いお互いに育ち合う学習活動となります。学習やボランティアの活動によってつくられた市民同士のつながりが、地域の教育力となり、様々な教育活動の新たな展開に結びついていきます。

また、市立小中学校すべてで実施する「あいさつ運動」をはじめ、PTAが企画する家庭教育セミナーや中学生の職場体験学習、学校運営協議会制度（未導入の学校は、学校評議員制度や学校関係者評価を活用）の実施などにより、地域と学校・家庭が情報を共有し連携を強めていきます。同時に、児童虐待防止のため子ども関連部署と連携を図っていきます。

加えて、地域ぐるみで子どもたちを見守るため、「こどもの家」活動や通学路の安全確保の推進等、地域とともに子どもたちの安全・安心の確保に取り組んでいきます。

事業	概要	担当	教育プラン
通学路の安全確保の推進	<p>通学路標示板の更新、通学路マップ作成配付、児童通学見守りによる啓発等を通じて通学路の安全確保を推進するとともに、保護者・地域との連携で通学時の安全対策を図る。</p> <p>また、登下校時の見守り活動を補完し、通学路の安全対策に資することを目的として、平成27年度から設置をした通学路を撮影する防犯カメラは、今後、維持管理を行っていく。</p>	学務課	6-22

要保護児童対策地域協議会との連携	児童虐待防止のため、調布市では要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）を設置している。教育委員会もその構成員として、協議会を構成する関係機関と連携・協力し、要保護児童等に対する支援を図る。	指導室	4- 15
コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）の導入及び推進	調布市教育委員会から任命された学校運営協議会委員が一定の権限をもって、校長の作成した学校運営の基本方針を承認したり、学校運営について校長や教育委員会に意見を述べたり、また、教職員の任用について教育委員会規則で定める事項について教育委員会に意見を述べるができるコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）を段階的に導入する（令和7年度までに全市立小・中学校に導入予定）。また、コミュニティ・スクールを導入した学校では、学校運営協議会において、学校で行う自己評価の結果を受けて学校関係者評価を行い、翌年度の学校運営上の課題や解決のための方針を示し、教育活動の改善を図る。	指導室	5- 16
地域学校協働本部の活用（地域人材を活用した教育活動の推進）	地域コーディネーターを中心に、保護者や地域住民、企業の学校教育活動への参画を図り、学校と地域が連携・協働して子どもたちに学ぶ機会を与える地域学校協働本部の活用を推進する。	指導室	5- 16
学校評議員制度の実施	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入されるまでの間、教育活動、学校評価、学校・家庭・地域との連携などの学校運営に関し、校長の求めに応じて意見を述べ、学校を支援する学校評議員制度を継続して実施する。	指導室	5- 16
学校関係者評価の実施	コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）が導入されるまでの間、保護者や学校評議員、近隣学校等の教職員等で構成する学校関係者評価委員会が、学校が行う自己評価の結果を評価することにより、自己評価の客観性・透明性を高めるとともに、学校の現状と課題について学校及び地域が共通理解を深め、学校運営の改善への協力を促進する。	指導室	5- 16
家庭教育セミナーの支援	家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため、市内公立小中学校PTAが企画、実施する家庭教育セミナーに対して、オンラインを含めた助言や助成などの支援をする。	社会教育課	8- 26

こどもの家活動の支援	各学校区において、登下校中や外で遊んでいる時に、不審者や変質者等に声をかけられたり、犯罪行為に巻き込まれそうになった際に子どもを保護するため、通学路を中心とした地域の協力者の家、商店等が「こどもの家」として登録し、危険から逃れて助けを求めてきた子どもの緊急避難場所として実施している取組を支援する。 市では、市内事業所8団体と覚書を交わし、児童・生徒の安全を守る取組の強化を図っている。	社会教育課	6-22
学校図書館と公共図書館の連携による子どもの読書活動の推進	市立図書館は、小学校3年生を対象にした図書館ガイダンスの実施、小学校2年生の町たんけんの受入れ、調べ学習に関する資料提供や団体貸出等を中心に、小・中学校と連携を図っている。また、中高生による職場体験の受入も行っている。さらには、市立図書館と学校図書館の担当で図書館ガイダンス等の実施状況を確認し、連携事業の改善・強化を図っている。	指導室 図書館	2-9

1-3 青少年の育成

地域や家庭、関係機関が連携をはかり、子どもが自立・活躍できる環境づくりに取り組むとともに、青少年同士の交流等を通じて社会性を身に付けさせることで、青少年の健全な育成を推進します。

調布市では、学校の放課後における安全・安心な遊び場を確保するために、放課後遊び場対策事業の充実を図り、全小学校に設置しているほか、青少年の居場所・活動場所として、青少年交流館を運営しています。また、公民館においても、青少年が自由に公民館を利用し、楽しく安心して学べる事業を実施してまいります。

今後も、青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るための取組を行います。

事業	概要	担当	教育プラン
青少年交流館の運営	青少年が同世代相互及び世代を超えた交流をとおり、社会性や協調性をはぐくみ、豊かな人間性の形成を図る。	社会教育課	8-28
公民館青少年教育事業の推進（地域	青少年が自由に公民館を利用し、楽しく安心して学べる事業を実施し、青少年の学習活動支援、仲間づくりなどの場	公民館	9-31

に根差した公民館活動の推進)	を通して、学校以外で「生きる力」や変化の激しい社会を「生き抜く力」を育むことにつなげていく。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP 2 8 参照)		
地域で活躍できる人材の養成	青少年の健全育成を図るとともに、地域で活躍できる人材の養成を図るため、小学生を対象としたジュニアリーダー講習会 (J S L)、中学生を対象としたジュニアリーダー講習会 (J L)、高校生学齢を対象としたシニアリーダー (S L) 講習会の実施及び支援を行う。 レクリエーション講習会では、青少年の健全育成の担い手としてレクリエーション指導者の養成を図る。	社会教育課	8 - 2 7

●関係する主な個別計画●

調布っ子すこやかプラン (調布市次世代育成支援行動計画) (平成 2 7 年)

目標 2 多様な人々の社会参加を図る学び



2 - 1 障害のある人とともに歩む学び

「障害者差別解消法」の考え方では、障害者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、心身の機能の障害のみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相對することによって生ずるものとする「社会モデル」の考え方を踏まえています。障害者をいわゆる障害者手帳の所持者に限定しておらず、障害の捉え方について社会の認識も変わりつつあります。障害の有無にかかわらず、地域で交流しながら共生できる社会の実現に向けて、誰にでも開かれた学習環境を目指します。

杉の木青年教室や遊 i n g (ゆーいんぐ)、のびのびサークル等の事業を展開し、障害のある人を対象に様々な社会体験活動を実施することで、集団生活や他人との関わり方などの社会性を学ぶ機会を提供します。また、市民ボランティアの協力を得ることで、障害のある人への理解を深め、共生社会に関する意識啓発の機会を設けます。

また、様々な学習活動の場がある中で、障害の有無にかかわらず多様な人々がともに学ぶ環境を整えるため、手話通訳、点訳、音訳事業の充実を目指し、図書館の利用支援サービスなどの推進をしていきます。

事業	概要	担当	教育プラン
杉の木青年教室事業	特別支援学級を卒業した社会人の青年を対象に、スポーツや工作など、様々な社会体験や集団行動に参加する機会を提供する。	社会教育課	9-30
のびのびサークル事業の推進	特別支援学級在籍者・卒業生及び特別支援学校在籍者・卒業生を対象に、ダンスやゲーム、バスハイクなどを開催し、様々な社会体験の機会を提供する。	社会教育課	9-30
遊 i n g (ゆーいんぐ) 事業の推進	特別支援学級に在籍する児童・生徒を対象に、スポーツや工作、映画鑑賞など、楽しく遊びながら社会体験の機会を提供する。	社会教育課	9-30
障害のある方の学習参加の支援	紙の資料をそのままでは利用できない方のために点字や音声にする、事業の企画にあたっては手話通訳付きで実施できるように配慮するなど、視覚や聴覚などをはじめとした障害者の学習参加を支援し、多様な人々がともに学ぶ環境を作る。	社会教育課 公民館 図書館	9-31, 32
公民館成人教育事業の実施(地域に根差した公民館活動の推進)	市民がそれぞれに必要なテーマを生涯を通して学習できるように学習の機会を提供し、学びを活かす取組につなげていく。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP28参照)	公民館	9-31
図書館利用支援サービスの推進	資料があってもそのままでは読むことができない、来館が困難など、図書館を利用したくても利用できない市民に対して、資料を点訳・音訳して提供する、宅配するなどにより、誰でも図書館を利用できるように支援する。実施にあたっては多くの市民の協力を得て行い、併せて、これらの事業に携わる音訳者、点訳者、布の絵本製作者等の養成を行う。	図書館	9-30

●関係する主な個別計画●

調布っ子すこやかプラン(調布市次世代育成支援行動計画)(平成27年)・

調布市障害者総合計画(平成30年)・第3次調布市子ども読書活動推進計画(平成31年)

2-2 国際交流につながる学び

調布市でも外国にルーツのある市民の居住が進み、生活習慣の違いや日本語への対応の困難により、日常生活の様々な場面での配慮や支援が必要不可欠な状況がある中、誰もが多様な文化への理解を深めるのは大切なことです。

「調布市国際交流平和都市宣言」(平成2年)に基づき、世界の様々な文化や人々との相互の認識と理解を深め、ともに暮らしていける地域社会づくりを促進するため、各種国際交流事業を実施しています。

各社会教育施設で実施している国際理解講座などでは、様々な国の歴史や文化を紹介することで、地域においても国際理解を進め、さらには外国にルーツのある市民との交流・共生を深め、市民同士のネットワークにつなげていきたいと考えています。

事業	概要	担当	教育プラン
公民館国際理解講座の実施(地域に根差した公民館活動の推進)	常に変化する国際社会や、他国の人々の生活文化、歴史等を理解する学習の機会を提供し、外国にルーツのある市民との交流・共生を深める取組につなげていく。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP28参照)	公民館	9-31

2-3 差別や偏見のない社会をつくる学び

調布市では、市民一人一人が、個人の能力、環境、個性、性別について偏見を持つことなく、理解を深める中で人権が尊重され、理解しあい、能力、個性を発揮できる社会の実現を目指しています。

調布市では、平成19年には「いじめや虐待のないまち宣言」を行い、平成26年に「調布市教育委員会いじめ防止対策基本方針」を策定し、取組を進めてきました。今後も、子どもたちや地域の大人たちが人権の大切さについて理解を深め、豊かな人権感覚を養うため、人権教育・啓発事業を進めていきます。

事業	概要	担当	教育プラン
人権教育の推進	人の尊厳を重んじ、互いの良さや違いを認め合うことができる児童・生徒を育成し、いじめの未然防止等に取り組むとともに、障害、国籍、性別等、多様性を認め合う、共生社会の実現に向けた心のバリアフリー教育を推進する。	指導室	1-2

情報モラル教育の推進	1人1台端末環境の実現といったGIGAスクール構想の推進により、児童・生徒がインターネットを利用する機会が増えることから、SNSによるいじめ等のトラブルや犯罪の未然防止を図るため、保護者も含め、児童・生徒に対してインターネットの適正利用に関する啓発を行うなど、情報モラル教育の一層の充実を図る。	指導室	1-7
道徳教育の推進	物事を多面的・多角的に考える学習を通じ、自分で考えを深め、判断し、表現する力を育てるため、道徳教育を推進します。児童・生徒が自信をもって成長し、より良い社会の担い手となるよう、自己肯定感を育む取組を行うとともに、道徳授業地区公開講座の実施を通じ、保護者・地域と連携した取組を進める。	指導室	1-4
子育て支援のための家庭教育事業の実施(地域に根差した公民館活動の推進)(再掲) P11	子育て中の保護者に対して、子どもへの虐待や育児放棄にもつながる養育不安・しつけ等の悩みをひとりで抱え込まないよう、学びの場や情報を提供することで、子育て家庭の支援を行い、地域で子どもを守る取組につなげていく。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP28参照)	公民館	9-31
公民館成人教育事業の実施(地域に根差した公民館活動の推進)(再掲) P16	市民がそれぞれに必要なテーマを生涯を通して学習ができるように学習の機会を提供し、学びを活かす取組につなげていく。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP28参照)	公民館	9-31

●関係する主な個別計画●

調布っ子すこやかプラン(調布市次世代育成支援行動計画)(平成27年)

調布市男女共同参画推進プラン(第5次)(令和4年)

目標3 学びを通じたまちづくり



3-1 地域でともに学ぶ機会の提供

子どもから大人までが、地域課題の調査、発見、解決を目指した多様なテーマの学習を通して、人と人とのつながりを築き、学習の成果を地域に還元できるような活動を進めま

す。また、その活動に参加するきっかけづくりに努めます。

社会教育施設を中心とした講座やイベントなど、市民の自主的な学習活動を中心に、地域ぐるみの活動の支援に取り組みます。

また、高齢者の生活の潤いや生きがい、健康づくりを支援することを目的に、高齢者対象事業を行うことで、高齢期の豊かな生活を支援します。

事業	概要	担当	教育プラン
公民館国際理解講座の実施(地域に根差した公民館活動の推進) (再掲) P 1 7	常に変化する国際社会や、他国の人々の生活文化、歴史等を理解する学習の機会を提供し、外国にルーツのある市民との交流・共生を深める取組につなげていく。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP 2 8参照)	公民館	9- 3 1
公民館成人教育事業の実施(地域に根差した公民館活動の推進) (再掲) P 1 6	市民がそれぞれに必要なテーマを生涯を通して学習できるように学習の機会を提供し、学びを活かす取組につなげていく。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP 2 8参照)	公民館	9- 3 1
公民館高齢者教育事業の実施(地域に根差した公民館活動の推進)	高齢者が抱える悩みや不安の解消、健康、生きがいづくりなど、テーマ性と連続性を含んだ学習の機会を提供し、高齢期の豊かな生活を支援する。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP 2 8参照)	公民館	9- 3 1
読書会、講座、講演会の実施及び支援	読書会や講座、講演会を主催し、また開催を支援することにより、市民の学習を支援する。	図書館	9- 3 2

●関係する主な個別計画●

調布市環境基本計画(平成28年)

調布市地域福祉計画(平成30年)・第7期調布市高齢者総合計画(平成30年)

3-2 地域ゆかりの歴史・文化を学習する活動の推進

郷土の歴史・文化遺産や地域ゆかりの著名人の文化・芸術活動等に触れることで知的好奇心が満たされ、歴史資料や文化に出会った感動が、身近な地域を再認識するきっかけとなり、郷土に愛着と誇りを感じることに繋がっていくよう、資料の収集、保存、調査・

研究，展示・普及の取組を進めていきます。

とりわけ，国指定史跡である下布田遺跡及び深大寺城跡，国登録有形文化財である真木家住宅や旧武者小路実篤邸など，調布市を特徴づける貴重な文化財などについては，これらを活用した市民の主体的な学びや活動が，より一層発展するよう取組を進めます。

事業	概要	担当	教育プラン
郷土の歴史・文化を核とした博物館事業の推進	郷土の歴史・文化について調査・研究し，その成果を展示公開するとともに，講座・講演会，見学会等の事業を実施することで，地域ゆかりの歴史や文化に触れる機会を提供する。	郷土博物館	10-34
学校教育との連携事業の推進	学校教育の学習内容に即した展示・出前授業等の教育普及事業を実施する中で，郷土の歴史・文化に触れる機会を創出する。また，新たに調布市に赴任した小中学校教師の授業支援につながるよう初任者研修や課題別研修の受け入れを行う。	郷土博物館	10-34
博物館法の一部改正の趣旨を踏まえた取組の推進	令和5年4月施行の「博物館法の一部を改正する法律」の趣旨を踏まえ，深大寺地区や市内に点在する歴史・文化資源を活用した「文化観光」の取組や，多様な主体との連携・協力による地域の活力の向上に資する博物館事業を推進する。	郷土博物館	10-34
文化財の保存・活用	調布市文化財保護審議会の調査審議に基づく文化財の保存・活用の取組を基盤に，東京都教育委員会主催の東京文化財ウィークへの参画により，市内に所在する指定文化財の公開機会の拡大や見学会，講演会等を実施するほか，広報誌やSNSを活用した情報発信を行う。	郷土博物館	10-33
郷土芸能の保存・継承	市内に残る郷土芸能を保存し，次世代へと継承していくため，後継者育成を支援する。また，市指定無形民俗文化財である「調布の祭ばやし」を保存・継承し，地域文化の向上や市民の郷土愛の醸成に寄与できるよう，「調布市郷土芸能祭りばやし保存大会」を実施する。	郷土博物館	10-33
国史跡下布田遺跡整備事業の推進	学識経験者，文化財保護審査会委員，地域住民，布田小学校長，市職員で構成する「国史跡下布田史跡保存活用整備検討委員会」における検討，市民ワークショップ，学校連携事業などの普及啓発の取組を重ねながら，史跡整備事業を推進する。	郷土博物館	10-33
国登録有形文化財真木家住宅の	国登録有形文化財真木家住宅と隣接する公園との一体的な有効活用に関する検討を行いながら，保存・活用に向けた取	郷土博物館	10-33

保存・活用	組を推進する。		
武者小路実篤を核とした特色ある事業の展開	武者小路実篤, 白樺, 新しき村を中心として, 多様なジャンルにわたる収蔵品をもとに, 実篤の幅広い活動や魅力を紹介し, 特色ある展示・普及事業を展開する。また, 博学連携事業を積極的に進め, 子どもたちが博物館施設に親しみ, 人間愛・郷土愛を育む取組を実施する。	郷土博物館 (実篤記念館)	10-34
失われるおそれのある郷土の歴史・文化の記録作成	図書館では, 調布市にまつわる資料の収集のほか, 「子どものための調布のむかしばなし」という本を作成し, 頒布をしている。 郷土博物館では, 時代の変化に伴い失われるおそれのある生活風習, 行事, まち並みなど, 後世に残すべき郷土の歴史・文化の情報を収集し, 記録作成を推進する。	図書館 郷土博物館	10-34

3-3 団体の自主的な活動の支援

市民による自主的な学習活動は, 芸術, 文化から地域課題に関するものまで多岐にわたり, これらの活動は, 調布市の芸術・文化の醸成, ひいては地域の活性化につながるものです。

市民の自主的な学習活動や公民館登録団体の育成支援, オンラインを含めて社会教育関係登録団体や学習グループの活動を支援することにより, 共同学習・相互学習の活性化を図ります。また, 学習の成果等を市民に還元することで, 社会教育の振興につなげます。

現在, 社会教育施設を利用する団体の固定化, 高齢化が課題となっています。これに対し, 公民館では, 市民の主体的な学習と団体設立を目指し, 講座, 教室等の公民館主催事業の参加を契機に派生した学習グループの育成や公民館登録団体への移行を支援します。

事業	概要	担当	教育プラン
学習グループのサポート	市民の自主的なグループ学習を支援し, 公開講座の実施などにより, 学習した成果を地域社会に還元し, 活動の支援を推進する。	社会教育課	9-29
社会教育関係団体の育成と支援	社会教育関係団体に対して, 活動経費の助成を行い, 市民の自主的な社会教育活動を促進し, 市の社会教育の発展を促す。	社会教育課	9-29
公立学校PTA連合会活動への	学校教育, 社会教育に関して学校と家庭との連携を図ることを目的に, 調布市公立学校PTA連合会の広報, 体育事業,	社会教育課	5-16

支援	懇談会、講演会などの活動に対し、補助金を交付することにより、PTA活動の促進を図る。		
公民館登録団体の地域参加の検討・充実、組織化への支援 (地域に根差した公民館活動の推進)	公民館登録団体との共催事業を実施したり、登録団体会員を講師やサポーターとして活用したりすることで、地域全体で社会教育活動を支え、地域活性化を図る。また、公民館の主催事業の参加を契機に派生した学習グループを育成し、公民館登録団体への移行、組織化など公民館利用団体の自主的な活動を支援する。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP29)	公民館	9-29

3-4 学習を通じた市民参画の推進

子どもたちが自由で夢のある意見を表明できる機会や、豊富な経験や知識が培われたシニア層の力を地域に還元できるまちづくりを進めていきます。またそれを担う人材の育成に努めていきます。社会教育施設を中心に地域の学習活動の企画や運営、サポートに市民が参加し、意見交換や交流をすることで、地域の活性化、地域人材の活用を図っていきます。

また、市民活動支援センターでは、市民活動に関する相談のほか、必要な情報の収集や情報発信のサポート、NPO法人等の各種団体や関係機関、市民の連絡調整など、多様な活動主体の連携が図られるよう取り組みます。

事業	概要	担当	教育プラン
二十歳のつどいの運営	人生の節目として、将来について考える機会となるつどいの場として二十歳のつどいを実施する。また、実行委員会を設置し、幅広い若者世代の参加の機会を設ける。	社会教育課	—
調布っ子“夢”発表会の実施	子どもたちに自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに活動を通して、まちづくりへの参加意識を高めていく。また、子どもたちの意見が市政にどう生かされたのかよりわかるように、運用方法を検討する。	社会教育課	8-28
社会教育委員の会議の運営	社会教育法第15条及び調布市社会教育委員設置条例に基づき、社会教育委員を設置している。社会教育委員は、市の社会教育に関して、調布市教育委員会に助言・答申等を行う。	社会教育課	—
公民館登録団体の育成と支援	調布市公民館利用団体の登録及び援助に関する規則に基づいて、公民館登録団体の活動の育成と支援をし、公民館を学	公民館	9-29

(地域に根差した公民館活動の推進)	習や成果発表の機会や場として提供することで、地域の活性化と生涯学習の推進につなげる。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP 2 9)		
3公民館合同利用団体連絡会の開催及び支援 (地域に根差した公民館活動の推進)	よりよい公民館活動の推進と連携を目的に、3公民館(東部公民館・西部公民館・北部公民館)で活動する団体(利用団体連絡会等)で組織する連絡会において、交流や情報交換などを行うとともに地域に潜在する人材を掘り起こし、この人材を事業に活用することにより地域の活性化を図る。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP●2 9参照)	公民館	9－ 2 9
地域連携事業の推進(地域に根差した公民館活動の推進)	地域の団体や関係機関等と連携、協力関係を維持向上しながら、地域課題や生活課題を題材にした事業等を実施し、地域交流の活性化に取り組む。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方はP 2 8参照)	公民館	9－ 3 1
国史跡下布田遺跡市民ワークショップの実施	国史跡下布田遺跡整備のコンセプトづくりに市民意見を反映させるため、市民ワークショップを実施する。また、開園後は、史跡に関心を持つボランティアや地域住民が、史跡公園を活用した学びや活動に主体的に関われるよう、市民ワークショップを通じた「担い手づくり」の取組を推進する。	郷土博物館	1 0－ 3 3

●関係する主な個別計画●

調布市地域福祉計画(平成30年)・第8期調布市高齢者総合計画(令和3年)

目標4 学び合いのネットワークを築く



4-1 市民参加による社会教育施設の運営

社会教育分野においては、以前から市民参加で実施している各種委員会・審議会・協議会など(以下「審議会等」という。)を有効に活用してきました。また、各施設における利用者団体連絡会などにおいては、地域住民の意思が反映されるしくみづくりを進めてきました。

調布市では、調布市市民参加プログラムを始め、市民参加手続きガイドライン、共同推進ガイドブックに基づき、様々な行政活動に関して、その内容に応じた適切な市民参加手続きや共同事業の実践に努めるとともに、調布市パブリック・コメント手続き条例及び調布市審議会等の会議の公開に関する条例の適切な運用を図っています。

今後もルールに基づく市民参加・協働に関するの手法により、市民の意見を聞きながら、多岐にわたる学習ニーズに対応していくことを目指していきます。

事業	概要	担当	教育プラン
公民館運営審議会の運営	社会教育法第29条、調布市公民館条例第17条による設置。館長の諮問により公民館における各種事業、またその企画実施について調査審議し、助言をする。	公民館	—
図書館協議会の運営	図書館法第14条及び調布市立図書館条例第9条により設置しており、図書館の運営に関して館長の諮問に応じるとともに、図書館活動について館長に対して意見を述べる機関である。年4回開催している。	図書館	—
郷土博物館機能の在り方や方向性の整理	郷土博物館は、昭和30年代の都市化の進展に伴い、従来の生活様式が失われていくことを憂慮する多くの市民の熱意に支えられ、昭和49年に開館した。開館から45年以上経過する中で、今後の郷土博物館機能の在り方や方向性を整理するため、市民の視点を取り込んだ郷土博物館の在り方検討会を設置する。	郷土博物館	10-34

●関係する主な個別計画●

調布市市民参加プログラム（平成16年）・調布市地域情報化基本計画（平成16年～）
市民参加手続きガイドライン共同推進ガイドブック（平成22年3月）

4-2 社会教育関連施設の整備と活用

市民の自主的な学習活動を中心とする社会教育の活動を推進するうえで、地域の学びの拠点である社会教育施設の老朽化対策やICT（Information and Communication Technology＝情報通信技術）技術への対応は重要です。

誰もが安全かつ快適な環境で学習活動に取り組むことができるよう、「(仮称) 公共施設マネジメント計画」に基づき、社会教育施設の適切な維持保全に努めます。

また、コロナ禍を機にインターネット上でのコミュニケーションが増えたことを受け、公民館等の社会教育施設でWi-Fi利用を促進します。

事業	概要	担当	教育プラン
学校施設の開放による市民のスポーツ・レクリエーション活動の支援	学校施設を開放することにより、市民のスポーツ・レクリエーション活動の振興、普及を進めながら、地域の連携や心身の健康の増進を図る。	社会教育課	9-29
八ヶ岳少年自然の家の管理運営	昭和58年に開設した施設であり、施設（外構含む）の老朽化が進んでいるため、計画的に維持保全を実施していく。	社会教育課	8-28
公民館の施設整備、Wi-Fi利用の推進	建設後45年が経過する東部公民館をはじめ、西部公民館や北部公民館においても老朽化が進んでいる。そのため、計画的な施設改修やWi-Fi利用を促進し、安全で良好な施設環境の中で市民の学習活動、地域活動を進める。	公民館	9-31
図書館分館の整備の推進	市内に10館ある分館のうち8つの分館は、開館して40年以上を経て、経年劣化が進んでいる。そのため、安全で良好な施設環境を保持できるよう大規模改修も含め維持保全を行う。	図書館	9-32
郷土博物館の整備	郷土博物館は昭和49年に開館し、45年以上経過する中で、施設の老朽化が顕在化しているため、「(仮称)公共施設マネジメント計画」に基づいて、計画的な老朽化対策を行う。並行して、年々増加する資料への対応、多摩川浸水想定区域からの収蔵資料等の移転、バリアフリー対応などの施設的な課題を踏まえ、中長期的視点に立った郷土博物館の在り方を検討する。	郷土博物館	10-34
実篤記念館の整備	市民が安全に安心して快適に利用できる芸術鑑賞施設となるように、老朽化した施設・設備の整備を図る。また、貴重な文化遺産を後世に継承するため、作品・資料等を良好な状態に保つため展示・保存環境の維持・改善に努める。	郷土博物館 (実篤記念館)	10-34
実篤公園の整備と、実篤記念館とのより一体的な事業展開の検討	地域ゆかりの文化遺産である実篤公園の良好な環境の維持に向けた整備とともに、登録有形文化財に指定されている旧実篤邸の保存・活用を図る。また、実篤記念館と実篤公園のより一体的な事業展開を検討する。	郷土博物館 (実篤記念館)	10-34

●関係する主な個別計画●

4-3 社会教育関連施設の資料のネットワーク化

市民自らが地域の課題を調査・発見しまちづくりにつなげる学習を支援するため、図書館や博物館などを中心に資料の収集、保存及びデータベース化に努めます。

ICTを利用した資料のネットワーク化を図ることで、各種資料が市民の学習に有効に活用できるような取組を進めていきます。

事業	概要	担当	教育プラン
市民の手によるまちの資料情報館事業の推進	調布市地域情報化事業の一環として、市民の目線で、市民自らが調布に関する事柄を調査、整理し、調布市立図書館のホームページを通じて発信している。	図書館	9-32
図書館資料の収集、整理、提供、保存	一般書・児童書・地域資料・多言語資料等、求められる資料・情報を選定・収集し、利用者が検索しやすい形にデータを整備し、資料に適した装備（コーティング・バーコードの添付等）を行う。書架は、常に利用しやすいように工夫し、充実した内容・新鮮さを保つ。年月を経た資料は、修理・製本・除籍を行い、資料的価値を考慮して保存庫等で保管・維持する。 収集・整理・保存されている図書館資料を、貸出、閲覧、複写などによって利用者に提供する。 資料には、新聞・雑誌・逐次刊行物・データベース等を含む。	図書館	9-32
調査活動への支援	資料探索や調査研究の支援を行う。また、調べ方の案内シーートの作成などを行い、利用者が求める資料を探索する支援や環境整備を行う。	図書館	9-32
地域資料のデジタル化の推進	調布市の地域資料は調布市以外にはないことから、市には地域資料を収集し、保存する責任がある。資料を保全しつつ、利用を図るため、対象資料を精査しながら資料のデジタル化を進める。	図書館	9-32
収蔵資料データベースの整備・公開	地域ゆかりの様々な資料を収集、整理、保存し、市民からの聞き取り等を含む調査研究や博物館ボランティア等の多様な主体との連携により、収蔵資料情報のデータ整備・公開を図る。また、市公式YouTubeチャンネルやSNSを活	郷土博物館	10-34

	用し情報発信する。		
実篤関連作品・資料の収集、整理・保存、修復の推進	地域ゆかりの貴重な文化遺産である実篤関連の作品・資料を収集、整理・保存、修復し、公開・活用するとともに、後世に伝えていく。	郷土博物館 (実篤記念館)	10-34
実篤関連及び収蔵品情報の収集と提供	多岐にわたる実篤関連及び収蔵品の情報を収集し、展示や普及活動の基本資料として活用するとともに、情報を提供する。	郷土博物館 (実篤記念館)	10-34
実篤記念館情報提供システムのリニューアルと運用	多岐にわたる実篤記念館収蔵品のデータ整備を図り、情報提供システム（収蔵品データベース、情報閲覧システム、映像視聴システム、ホームページ）をリニューアルし、安定的な維持運用に努める。	郷土博物館 (実篤記念館)	10-34
実篤記念館のデジタル資料を活用したICT教育との連携	実篤記念館のデジタル資料を活用したICT教育との連携を図り、「個別最適な学び」「協働的な学び」の実践において教材と学習の場を提供する。また、これまで来館が困難だった地域の市内小・中学校にも、ICTを利用して積極的に実篤記念館を活用する機会を提供する。	郷土博物館 (実篤記念館)	10-34

●関係する主な個別計画●

調布市地域情報化基本計画（平成16年）

4-4 学習成果を発表、還元する場づくり

市民が主体的に学び、理解し、そこで得た学習成果は、個人で完結させるものではなく、広く外に向かって発信することで、地域に学習成果を還元していくこともできます。

団体・サークルの活動内容や学習成果を発表し、経験を交流し合う機会は、地域の学び合いの輪を広げていくうえで有効な取組として位置づけ、支援していきます。

事業	概要	担当	教育プラン
地域文化祭の実施	地域に学習成果を発表、還元する場として、公民館施設を利用する団体が実行委員会を組織して地域文化祭を企画・運営する。また、公民館利用団体相互だけでなく、地域住民との交流を深める場にもなっている。	公民館	9-31

4-5 地域人材のネットワークづくり

調布市では人材育成基本方針を定め、市民に信頼され、市民の視点で考える職員の育成を図っています。

こうした中で、地域主体のまちづくりを円滑に進めていくためには、それを支える多様な人材の育成・活用が重要となります。

このため、職員と地域の団体や関係機関等との連携、協力関係を維持向上しながら、地域人材の掘り起こしや地域間の相互交流の促進など、地域人材のネットワークづくりに取り組みます。

事業	概要	担当	教育プラン
3 公民館合同利用団体連絡会の開催及び支援 (地域に根差した公民館活動の推進) (再掲) P 2 3	よりよい公民館活動の推進と連携を目的に、3 公民館(東部公民館・西部公民館・北部公民館)で活動する団体(利用団体連絡会等)で組織する連絡会において、交流や情報交換などを行うとともに地域に潜在する人材を掘り起こし、この人材を事業に活用することにより地域の活性化を図る。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方は P 2 8 参照)	公民館	9- 3 1
地域連携事業の推進(地域に根差した公民館活動の推進) (再掲) P 2 3	地域の団体や関係機関等と連携、協力関係を維持向上しながら、地域課題や生活課題を題材にした事業等を実施し、地域交流の活性化に取り組む。(地域に根差した公民館活動の基本的な考え方は P 2 8 参照)	公民館	9- 3 1

※地域に根差した公民館活動の基本的な考え方※

市民の学習意欲に応える事業の実施はもとより、地域の抱える課題や地域の特性を題材にした事業を展開し、地域に根差した公民館活動を繰り広げ、地域交流と活性化を図る。

* 地域に根差した公民館活動は P 1 1, P 1 5, P 1 6, P 1 7, P 1 8, P 1 9, P 2 2, P 2 3 に掲載あり

第3章 社会教育計画の推進にあたって

1 連携・協力体制

調布市社会教育計画では、社会教育関係課が取り組む施策・事業を定めています。

教育プランにも示されているとおり、教育に関する施策については、教育委員会と学校、保護者、地域、関係機関が情報共有に努め、連携・協力しながら推進していく必要があります。この計画は、市民参画の理念のもと策定されており、またその推進・実行に当たっても市民と行政がともに行っていくものであることを前提としています。このことから、これまで以上に地域や関係機関との情報共有や連携・協力を努め、取組を着実に推進していきます。

2 社会教育計画の進行管理

調布市社会教育計画は、計画の推進のための進行管理・評価については、調布市教育プランの点検評価の中で行っていきます。

また、計画を推進していく体制については、教育委員会の社会教育関連部署だけでなく、市長部局の関連部署とも連携して効率的に進めていきます。